

議題：防衛省におけるメンタルヘルスに関する取組等

防衛省のメンタルヘルスに関する基本方針

- 職員一人一人の心の健康の保持増進等を図り、職員の自殺、精神疾患の発症等を防止し、もって自衛隊の精強性の保持に寄与するため、令和4年4月25日に防衛省自殺事故防止対策本部において「**防衛省のメンタルヘルスに関する基本方針**」が決定された。

- **防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルスをめぐる状況**

令和元年度の職員調査によると、全ての年代において約4割が「相談や助けを求めることにためらいを感じる」と回答している。この背景には、「心を病むのは弱い人間だ」「弱い人間としてみられると、不当に扱われるかもしれない」といった偏見（スティグマ）が1つの要因として挙げられる。こうした偏見（スティグマ）は、「精強であること」が求められる組織において共通する課題であるが、偏見（スティグマ）を解消するための教育を継続的に行う取組が必要である。

- **メンタルヘルス施策の基本的方向性**

- ・ **推進すべきメンタルヘルス施策**

- (1) **メンタルヘルスチェック**

- 全ての職員に対し、**年1回のメンタルヘルスチェック**を実施。それぞれの機関等において、結果を分析し、所要の措置を検討

- (2) **職員の意識改革**

- ア **基本的な教育・啓発**

- 教育や教材による**援助希求行動やメンタルヘルスにおける偏見（スティグマ）の解消**を重点的に実施

- イ **カウンセリング等の利用啓発**

- カウンセリングに対する心理的な抵抗を低減させることを目的として、多くの職員に**カウンセリング体験を積極的に実施**

- (3) **職場環境の改善**

- ア **ストレス要因の極小化**

- 全職員を対象としたメンタルヘルスチェックの分析結果においては、**業務に関連したストレスが職員のメンタルヘルスに最も大きな影響**を与えていることから、職場環境の改善を強力に推進するものとする。

- イ **上司、同僚、先輩及び後輩が多層的に見守り合う環境の整備**

- ①勤務上の配慮、②カウンセリングの利用や医療機関の受診の指導、③人事部署や家族との連携を適切に実施。**相互に相談しやすい職場環境を構築**

- ウ **「働きがい」をもつことのできる環境の整備**

- メンタルヘルスチェックにおいて、職員の**ワーク・エンゲイジメント・スコア**を計測

(4) メンタルヘルスサポート体制の整備

ア カウンセリング体制の整備・充実

有資格者の**カウンセラーの確保**や部内における**専門家の養成**。職員に対する**周知・利用の奨励**

イ 上司とカウンセラー等との連携

部下を円滑に相談させられるよう、機関等において**上司と担当カウンセラー等との連携**を図る

ウ 相談先の多様化

気軽な相談ができるよう**電話やSNSによる相談窓口**を充実

エ 医療機関の積極的な活用

メンタルヘルス不調の職員に対しては、**医療機関を積極的に活用**

オ 職員の職場復帰支援

長期休養中又は休養後の職員に対し、**適切な職場復帰支援**を実施

カ 自殺事故発生時のアフターケア

関係者に対する**じ後の精神的・心理的影響を局限**し、自殺事故の拡大防止。自殺事故の要因分析

(5) 重点的対応

ア 自殺事故のハイリスク層に留意したサポート

10代・20代及び50代に留意したサポートを強化

イ 職場環境や任務に応じた重点的なケア

高ストレス環境下の任務に従事する職員のケアに留意

ウ メンタルヘルス強化期間

年2回を標準として、**特に留意すべき時期（初夏・秋）にメンタルヘルス施策強化期間を設定**し、職員の意識高揚、施策の一層の促進を図る